

グローバル化の進展に対応した統計の整備

(経済産業省作成資料)

海外事業活動基本調査の概要

平成 24 年 6 月 29 日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ企業統計室

1. 調査の目的

海外事業活動基本調査は、我が国企業の海外事業活動の実態を明らかにすることにより、各種施策の企画、立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

3月末現在で、海外に現地法人を有する我が国企業(金融業、保険業及び不動産業を除く。以下、「本社企業」という。)を対象としている。

この調査における「現地法人」は、以下の条件を満たす海外子会社と海外孫会社の総称である。

海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人を指し、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人を指している。

3. 調査方法

この調査は、経済産業省から本社企業に調査書類(「本社企業調査票」及び「現地法人調査票」)を配付し、本社企業で記入、返送する書面調査である。なお、平成23年調査よりオンラインによる調査票提出も可能としている。

4. 調査期日及び期間

(1)調査期日は、毎年度末日現在。

(2)調査期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間。

5. 調査事項等

【本社企業調査票】	【現地法人調査票】
(1)企業の概要	(1)現地法人の概要
(2)企業の操業状況等	(2)出資状況
(3)雇用の状況	(3)操業状況
(4)損益計算書項目	(4)解散、撤退、出資比率の低下の状況
(5)現地法人からの受取収益	(5)雇用の状況
(6)現地法人からの配当金について	(6)事業活動の状況(売上高、仕入高)
(7)新規又は追加投資の有無	(7)費用、収益・利益処分、研究開発の状況
(8)投資決定のポイントについて	(8)設備投資の状況
(9)今後の海外戦略について	(9)主要製品について

6. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、速報として毎年3月に主要項目を取りまとめて公表するほか、確報として毎年4月頃に公表している。

海外事業活動基本調査における母集団情報の整備について

平成 24 年 6 月 29 日
経済産業省大臣官房
調査統計グループ企業統計室

1. 母集団情報の整備の現状

海外事業活動基本調査の母集団情報の整備は重要なものと認識しており、以下のとおり整備に努めてきたところ。

【毎年】

海外子会社、関連会社の所有状況について調査している「経済産業省企業活動基本調査」の結果により、海外現地法人を保有する国内企業を捕捉。

民間情報（海外進出企業総覧（東洋経済新報社）など）による捕捉。

【5年毎】

総務省における「事業所・企業統計調査」による捕捉（平成 18 年調査が最後）。

2. 現在の状況

平成 21 年に全事業所・企業を対象として実施された「経済センサス - 基礎調査」の確報（平成 23 年 6 月に公表）により捕捉中。平成 25 年に新たに整備した対象名簿により調査を実施すべく、必要な予算要求も行っているところ。

なお、対象数の増加は以下のとおり。

本社 : 5,800 7,800 企業 (+ 2,000 企業)

現地法人 : 21,000 46,000 企業 (+25,000 企業)

ただし経済センサス - 基礎調査では出資比率 50%超の子会社数に限られている。

3. 今後の母集団情報の整備について

今後も、本調査の母集団名簿整備として利用できる調査結果をもとに名簿を整備し、我が国企業の海外現地法人の活動について、より正確に実態を把握していきたい。